

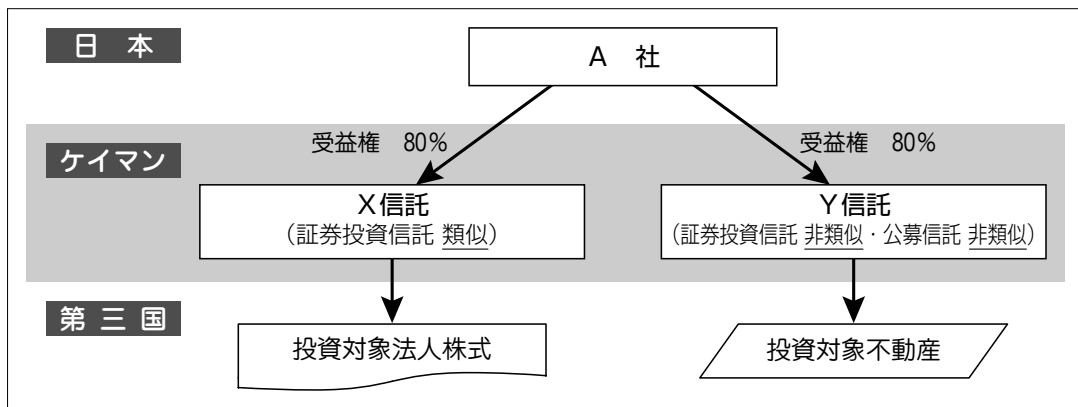


国際課税 (法人税)

外国投資信託 (証券投資信託類似・非類似) に係る CFC 税制の適用可否

Q 内国法人A社(3月決算)は、ケイマンで組成された外国投資信託(海外ファンド)であるX信託及びY信託(いずれも12月決算)について、各信託に係る受益権の80%を直接保有しています。X信託は、その投資信託財産の50%を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とする委託者指図型投資信託で証券投資信託に類するものに該当し、Y信託は、その投資信託財産を不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託で、証券投資信託や公募信託に類するものには該当しません。加えて、X信託及びY信託に係る2019年12月末の決算利益は2億円及び5億円であり、各信託の適用対象金額についても同額となります。なお、X信託及びY信託ともに、租税負担割合は20%未満で経済活動基準を満たしておらず、また、その信託された営業所は国内に存在しません。

この場合、A社の当事業年度における所得金額の計算上、X信託及びY信託のCFC税制に係る税務上の取扱いについてご教示願います。



A X信託は、外国投資信託のうち証券投資信託に類似するもの(証券投資信託類似)に当たり、CFC税制の適用対象となる特定外国信託には該当しないことから、CFC税制に係る規定は適用されず、A

社の当事業年度における所得金額の計算上、X信託につき合算すべき所得はありません。

一方で、Y信託は、外国投資信託のうち証券投資信託や公募信託に類似しないもの(証券投資信託非類似・公募信託非

類似)に当たるため特定外国信託に該当し、CFC税制に係る規定が適用されません。この場合、A社はY信託の受益権を80%保有しており、Y信託の租税負担割合が20%未満で経済活動基準を満たしていないことから、A社は、当事業年度における所得金額の計算上、Y信託に係る課税対象金額4億円(5億円×80%)を合算する必要があります。

【解 説】

1 投資信託法(投資信託及び投資法人に関する法律)

(1) 投資信託

投資信託とは、運用の専門家が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集的に運用し、その成果を投資者に分配する制度をいい、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託で構成されています(投資信託法1、2③)。

(2) 証券投資信託

証券投資信託とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするもので、投資信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とする委託者指図型投資信託をいいます(投資信託法2④、同法施行令6)。

(3) 外国投資信託

外国投資信託とは、外国において外国法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいいます(投資信託法2②)。

2 信託税制(法人税法)

(1) 受益者等課税信託(受益者発生時課税)

受益者等課税信託とは、信託に係る運

用収益の発生時に受益者に対して課税される信託をいいます。なお、当該信託に、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等及び法人課税信託は含まれません(法法12①)。

(2) 集団投資信託(受益者受領時課税)

集団投資信託とは、信託に係る運用収益の受領時に受益者に対して課税される信託で、次に掲げる信託をいいます(法法2二十九、12①③)。

(a) 合同運用信託

(b) 投資信託法2条3項に規定する投資信託(次に掲げるものに限ります)及び外国投資信託

① 投資信託法2条4項に規定する証券投資信託

② その受託者による受益権の募集が公募により、かつ、主として国内において行われるもの(公募信託)

(c) 特定受益証券発行信託(受益証券発行信託のうち所定のもの)

(3) 法人課税信託(受託者段階法人課税)

法人課税信託とは、信託に係る運用収益の発生時に受託者に対して課税される信託で、次に掲げる信託(集団投資信託並びに退職年金等信託及び特定公益信託等を除きます)をいいます(法法2二十九の二、4の6①)。

(a) 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託(特定受益証券発行信託を除きます)

(b) 受益者が存しない信託

(c) 法人が委託者となる信託のうち所定のもの

(d) 投資信託法2条3項に規定する投資信託(投資信託法2条4項に規定する証券投資信託及び公募信託を除きます)

(e) 資産の流動化に関する法律2条13項に規定する特定目的信託

3 CFC 税制（租税特別措置法）

(1) CFC 税制の適用

内国法人が特定外国信託の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託（受託者）について CFC 税制（外国子会社合算税制）に係る規定（措法66の6～66の9）が適用されます（措法66の6⑫）。

この場合、特定外国信託とは、外国投資信託のうち特定投資信託に類するものをいい（措法66の6⑫）、また、特定投資信託とは、投資信託のうち法人課税信託に該当するものをいいます（措法68の3の3①）。さらに、上記2(3)(d)のとおり、投資信託のうち法人課税信託に該当するものから証券投資信託及び公募信託は除かれています。したがって、特定外国信託は、外国投資信託のうち、証券投資信託に類似しないもの（証券投資信託非類似）及び公募信託に類似しないもの（公募信託非類似）が該当することとなります。

(2) 法人課税信託に係る通則規定の準用

外国投資信託が、特定外国信託（法人課税信託）に該当する場合、CFC 税制に係る規定の適用上、法人課税信託の通則規定を準用し、その信託された営業所が国内にないときにその受託者は外国法人とみなし、受益者及び受益権は、株主及び株式とみなします（措法66の6⑬、法4の6、4の7）。

4 事例の検討

(1) X 信託の取扱い

(a) X 信託の性質

特定外国信託とは、外国投資信託のうち、証券投資信託や公募信託に類似しないもの（証券投資信託非類似・公募信託非類似）をいいます。

この点、X 信託は、その投資信託財産の50%を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とする証券投資信託に類するものであり、外国投資信託のうち証券投資信託に類似するもの（証券投資信託類似）に当たることから、特定外国信託には該当しません。

(b) CFC 税制の適用

内国法人が特定外国信託の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託（受託者）について CFC 税制に係る規定が適用されます。

この点、上記(a)のとおり、X 信託については、証券投資信託類似に当たり特定外国信託に該当しないことから、CFC 税制に係る規定は適用されません。

なお、X 信託について CFC 税制に係る規定の適用がないことから、X 信託の投資対象法人についても、同税制に係る規定の適用はありません。

(2) Y 信託の取扱い

(a) Y 信託の性質

特定外国信託とは、外国投資信託のうち、証券投資信託や公募信託に類似しないもの（証券投資信託非類似・公募信託非類似）をいいます。

この点、Y 信託は、その投資信託財産を不動産に対する投資として運用す

ることを目的とする投資信託で、証券投資信託や公募信託に類するものではなく、外国投資信託のうち証券投資信託非類似・公募信託非類似に当たることから、特定外国信託に該当することとなります。

(b) CFC 税制に係る規定の適用

内国法人が特定外国信託の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託（受託者）についてCFC税制に係る規定が適用されます。

この点、上記(a)のとおり、Y信託については、証券投資信託非類似・公募信託非類似に当たり特定外国信託に該当することから、CFC税制に係る規定が適用されます。

(c) 法人課税信託に係る通則規定の準用

特定外国信託についてCFC税制に係る規定が適用される場合、法人課税信託の通則規定が準用されることから、その信託された営業所が国内にないときにその受託者は外国法人とみなし、受益者及び受益権は、株主及び株式とみなします。

この点、上記(b)のとおり、Y信託についてCFC税制に係る規定が適用され、法人課税信託の通則規定が準用されることから、その信託された営業所が国内にないことから、Y信託は外国子会社とみなすこととなり、A社及び受益権については、株主及び株式とみなします。この場合、A社（株主）はY信託の受益権（株式）を80%保有しており、Y信託（外国法人）については、

租税負担割合が20%未満で経済活動基準を満たしていないことから、A社はY信託に係る課税対象金額を合算する必要があります。

(d) 課税対象金額

Y信託は、2019年12月末の時点で、適用対象金額5億円を有し、A社は、Y信託の受益権を80%保有していることから、A社の2020年3月期に合算すべき課税対象金額は、適用対象金額5億円に受益権割合80%を乗じた4億円となります。

(3) 結論

X信託は、外国投資信託のうち証券投資信託に類似するもの（証券投資信託類似）に当たり、CFC税制の適用対象となる特定外国信託には該当しないことから、CFC税制に係る規定は適用されず、A社の当事業年度における所得金額の計算上、X信託につき合算すべき所得はありません。

一方で、Y信託は、外国投資信託のうち証券投資信託や公募信託に類似しないもの（証券投資信託非類似・公募信託非類似）に当たするため特定外国信託に該当し、CFC税制に係る規定が適用されます。この場合、A社はY信託の受益権を80%保有しており、Y信託の租税負担割合が20%未満で経済活動基準を満たしていないことから、A社は、当事業年度における所得金額の計算上、Y信託に係る課税対象金額4億円（5億円×80%）を合算する必要があります。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》